



Title	公法判例研究
Author(s)	小倉, 一志
Citation	北大法学論集, 54(4), 163-185
Issue Date	2003-10-09
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15235
Type	bulletin (article)
File Information	54(4)_p163-185.pdf



[Instructions for use](#)

公法判例研究

小倉一志

自治会費に含まれる特定宗教関係費（神社関係費）の支払を拒絶した自治会員に対して、自治会員としての取扱をしなかった自治会の行為は、神社神道を信仰しない自治会員の信教の自由を侵害し違法であるとして、自治会員の地位確認請求が認容されたが、不法行為による慰養料請求は棄却された事例

佐賀地裁平成一四年四月一二日判決（平一一（ワ）第三九二号、地位確認等請求事件）判例時報一七八九号一一三頁

【事実】

原告Xらは、平成三年に他県より鳥栖市某町に転居し、それ

と同時に、同町の住民により構成される地域自治会（区会）である被告Y₁に加入した。平成六年春に、X₁はY₁の区費の支出の中に、訴外A神社に対する「氏子社格割」等の特定宗教関係費が含まれていることを知り、Y₁に対し、「特定宗教には協力できないので、特定宗教関係費を除く自治会費の納入で区費納入は済んだこととして欲しい」との申入れをY₁に行なった。これに対して、Y₁は、区の役員会を開いた上で、少なくとも平成六年度は特定宗教関係費を含めた区費の一括徴収を続けることとし、この間はX₁から区費を徴収しないと回答した。しかし、この回答をX₁が、「支払の猶予ではなく明確な受領拒絶であると受け止め、その趣旨を曲解してしまった」ことから、Y₁に対し、「区費という負担金の徴収について私の分だけの徴収はおことわりさし^{〔マコ〕}ていただきます」との通知を行った。このため、Y₁はX₁を自治会員（区民）として扱わないこととした（脱退認定取扱）。

これにより、X₁が、①Y₁に対し、構成員としての地位を有することの確認、②構成員名簿への登載の請求、ならびに、③Y₁およびY₁の代表者であった当時のY₂に対し、Y₁の違法な取扱によりX₁らの信教の自由ないしは信仰の自由（宗教的人格権）が侵害されたとして不法行為に基づく慰藉料等の損害賠償請求

を行なったのが本件である。^{〔2〕}なお、本件は一番で確定している。

〔判旨〕

本判決では、(1)区費の徴収方法自体についての適否、(2)X₁がY₁の構成員たる地位を有するか否か、(3)不法行為の成否、の三つが争点となった。争点(1)につき、本判決は、「平成六年当時のY₁の区費の徴収方法（特定宗教関係費の支出を一般会計とは区別しないまま一括して区費を徴収する方法）は、神社神道を信仰しないX₁らにとつては、事実上、宗教上の行為への参加を強制するものであり、X₁らの信教の自由ないし信仰の自由を侵害し、憲法二〇条一項前段、二項、地方自治法二六〇条の二第七項、八項等の趣旨に反し、違法」との結論を示すが、その結論を導くにあたっては、以下のポイントにふれている。

まず、A神社の宗教性（神社神道は宗教といえるか。A神社は宗教団体といえるか）につき、本判決は、憲法二〇条一項前段、二項における「信教」「宗教」の定義を、津地鎮祭事件^{〔3〕}二審判決に合わせることにより広義に捉え、二〇条一項後段および八九条における「宗教団体」および「宗教上の組織若しくは団体」については、「特定の信仰を有する者らによる、当該宗教目的を達成するための組織若しくは団体」と解する。この理

解から、神社神道は「本質的に宗教であると認められ」、また、「A神社は、氏子名簿はなく、明確な氏子組織も形成されていないが、これを崇拜する氏子の集団が」存在し、宮司が神社神道の方式により祈願（神事）を行っていること、A神社の組織、目的、施設の各側面を見ても「神社神道に基づいた宗教的活動を行うことを目的としていることは明らか」であり、「二〇条一項後段、八九条でいう宗教団体である」とする。

次の私人間効力論では、三菱樹脂事件最高裁判決を用いることにより、「その強制の態様、程度が社会的に許容しうる限度を超えるときには、Xらの信教の自由を侵害するものとして、民法一条、九〇条の趣旨に照らし、私人間においても違法と評価すべきである」とする。その考慮要素として、(a) Xらの被侵害利益、(b) Y₁の性格、(c) 特定宗教関係費の吟味を行い、(d) 区費の徴収と支出の関係の検討を行うのがここでの判断枠組みである。

(a) Xらの被侵害利益：「信教の自由は憲法が保障する人権の中でも中核的な人権の一つ」であり、「信仰が人間の存在にとつて重要な意味を持つものであるが故に」、「対国家との関係だけでなく、私人に対する関係においても十分に保障されること」が望ましい。「かかる意味で、信仰の自由は、それをXらが主張

するような宗教的人格権と呼ぶかどうかは別にして、私人間においても法的に保護された利益とみるべきである」。確かに、「特定の私的団体とその構成員との関係において」、特定の宗教上の行為への参加等を強制することが「直ちに構成員の信教の自由の侵害であり、違法ということはできない」が、その理由は「構成員が、①自らの自由な意思に基づき、そのような強制が伴う関係を形成した」点（自己責任）、②意に反する強制があつても、当該団体から脱退することで侵害状態を回避することができる」点（脱退による回避）に求められる。そのため、「形式的には任意加入の団体であっても、①加入の自由が大きく制限されていたり、②脱退の自由が大きく制限され、あるいは困難なためにその期待可能性がないなど、実質的に強制加入の団体ないしはそれに準ずるような団体であると認められる場合には、事情が異なる」。

(b) Y₁の性格：Y₁が形式的には任意加入の団体であるとしても、（その目的に従い）地域活動における中核的な役割を果たし、鳥栖市との関係において「公共的な役割をも担っている」。Y₁の「活動及び各種サービスは、その性質上、当該地域の居住者全員が参加し、享受することが予定されたものであり」、実際の加入率も九八パーセント以上と極めて高いことから、「Y₁で

は、事実上、運用として全戸加入制がとられていたものとみるほかない。また、地方自治法二六〇条の二は、「地域自治会が公共的な役割を果たしていることを考慮した」規定であることから、「Y」は、強制加入団体と同視できないにしても、それに準ずる団体というべきである。」そのため、「Y」がこのような性格を持つ団体である以上、その運営は、構成員が様々な価値観、信仰を持つことを前提にしなければならぬ。

(c) 特定宗教関係費：(X)らが特定宗教関係費であると主張したものをそれぞれ吟味した上で、氏子社格割、諸手当の中の「大祭当番班長」、願成就其他の各費目は特定宗教関係費であると認められ、「A神社、神社神道そのものを支える趣旨で」の金員の支出は、「区の活動目的の範囲外」である。

(d) 区費の徴収と支出の関係：以上の検討により、「Y」が目的の範囲を超えて、区費の中から特定宗教関係費を支出している」とこととされたが、本件で問題となっているのは、徴収の違法性であり、支出（の違法性）との関係を明らかにする必要があるに生じる。この点につき、Yは、良心的軍事費拒否訴訟二審判決を援用し、その両者の違法性の分断を主張するが、本判決は、「徴収と支出は、Yの規約上、根拠及び手続をいずれも異にしているが」、「地域自治会の活動に伴う支出というものは、もとも

と限定されたものである」ことから、両者には「直接的、具体的な関連性がある」。従って、違法性の有無の判断においても相互に関連するものといえ、Yの区費の徴収方法も違法とする。以上、これら四つの考慮要素の検討を通じて、最初にあげた結論を導いたのが争点(1)の部分である。

以降の検討においては、専ら、争点(1)の部分を検討素材とすることから、争点(2)、(3)については、結論部分のみ簡単に紹介する。争点(2)では、Xらの自治会員（区民）の地位の確認の利益はある（Xらが自ら脱退の意思表示を行った事実認められ）ず、Yによる「脱退認定取扱はその根拠を欠き無効である」から、Xらは、なお自治会員（区民）としての地位にあるとすることが、構成員名簿への登載を求める訴えの部分については確認の利益がない。争点(3)では、Yの区費の徴収方法は違法であったといえるが、Xらがその徴収方法に内在する問題点を初めて指摘した平成六年以前においては、「長い間、そのような徴収方法を問題とされることなく取り続けてきた」こともあり、不法行為が成立するための要件とされる故意、過失が存在しない。平成六年以降においては、Yは区費の支払を猶予することでXらの権利侵害を一旦回避しており、また、その後においてXらの脱退認定取扱に及んだのも、事実経過からするとやむを

得ない。更に、「脱退認定取扱以降のYの対応は、不十分、不適切ながらも、Y¹の改善への努力や、X¹への申入れに対する配慮をうかがうことができる」ことから、「社会的な許容限度を超え、直ちに損害賠償を帰結するだけの権利侵害行為であったということはでき」ず、「Yの対応について違法性があるとはいえない」とする。

【評釈】

一・本判決の意義

本件では、町内会（自治会）の地元神社に対する特定宗教関係費を含んだ形での区費の徴収が問題となった。後で見ると「コミュニティ」たる町内会と氏神信仰とは、元来、深く結びついたものであり、町内会と地元神社との関係もその延長線上にあるものといえる。しかしながら、現憲法下において、このような関係が許容されるか否かについては精査が必要である。町内会と地元神社とのかわり合いについては、従来より一部の学説や市民から疑問視されていたところであったが、この点に関する初めての司法判断が本判決である。そのため、地元神社と（Yと同様の）かわり合いを継続している他の町内会に対して大きな影響を与えるものであることはもちろんであるが、

本判決が町内会の性質および活動範囲を考える際の素材をも提供するものであることから、憲法学の観点による検討が求められているといえる。

本判決は、A神社の宗教性を確認した後で、私人間効力論の判断枠組みを示し、更に、考慮要素の判断を行っている。ここでは、A神社の宗教性判断につき、津地鎮祭事件⁶二審判決や箕面忠魂碑訴訟⁶最高裁判決等、判断枠組みの設定につき、三菱樹脂事件⁷最高裁判決、判断枠組み内の判断の場面において、強制加入団体における金員の支出が争われた南九州税理士会事件⁸最高裁判決、群馬司法書士会事件の各判決等、支出と徴収の違法性の関係については、良心的軍事費拒否訴訟⁹二審判決の趣旨を巧みに用いている点で特色があり、支持できる考え方である。この検討部分では、本判決の流れに沿って検討を行うこととするが、まず先に、本件で問題となった町内会について見ておく。

二・町内会（自治会）

(一)町内会（自治会）の性質と地方自治法二六〇条の二

地域自治会たる町内会は、一般的に、(1)加入単位が世帯であること（世帯単位制）、(2)領土のようにある地域空間を占拠し、地域内に一つしかないこと（地域占拠制）、(3)特定地域の全世

帯加入を前提としていること（全世帯加入制）、(4)地域生活に必要なあらゆる活動を引き受けていること（包括的機能）、(5)市町村などの行政末端機能としての役割を担っていること（行政の末端機構）の各特徴を持つものとされてお⁹⁾り、ここから、「その名称のいかんを問わず、実際に①各市町村の一定地区を単位とし、②その地区に所在する世帯を構成員とし、③公共行政の補完ないしは下請をはじめとして、その地域内の共同事業を包括的に行なう自治組織¹⁰⁾」との定義が導かれる。このような町内会に対する理解は、本判決における理解とほぼ同一といえよう。すなわち、本判決は、自治会たるYを形式的には任意加入の団体としつつも、当該地域における唯一の存在であること（上記(2)に対応）、当該地域における様々な共同活動を行い(4)（対応）、地域活動における中核的な役割を果たしているだけではなく、市との関係から公共的な役割をもになっていること（(5)に対応）、Yの活動・サービスは、その性質上、当該地域の居住者全員が参加・享受することを予定したものであり、運用上も全戸加入制がとられていること（(3)に対応）を示しているのである。

以上の理解からすると、町内会は、形式的には任意加入の団体であるにもかかわらず、実体的側面からみると、公共性を帯

びた強制加入団体に準ずるものということが可能となる。また、本判決がYの公共性を導出する根拠として（副次的にはあるが）用いている地方自治法二六〇条の二も上記の理解を前提に規定されているといえよう。この地方自治法二六〇条の二は、平成三年の地方自治法改正により新設された規定であり、「町内会・自治会など『地縁による団体』に法人格を認め、『公益法人』として『不動産又は不動産に関する権利』を保有することを認めるためのもの」と解¹¹⁾されている。この規定は、戦後において町内会が「権利能力なき社団」との位置づけを与えられてきた関係上、保有不動産等を団体名義で登記することができず、個人名義により登記していたため、その名義人の死亡等により財産上のトラブルが生じていた問題を解消するために遅まきながら、法制化されたものである¹²⁾。このような立法趣旨からすると、「地縁による団体」の目的が地域の共同活動に資するとい¹³⁾う公共性にあること（二項一）、当該地域への居住の要件のみが加入要件である（裏返していえば、特定の信仰、主義、主張等を共通にすることを前提としない）こと（二項三）、「地縁による団体」の活動原則の規定、すなわち、公共団体その他の行政組織の一部となるものではないこと（六項）、「その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない」こと（七項）、

「構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならないこと」(八項)、「特定の政党のために利用してはならないこと」(九項)の各規定は、「地縁による団体」としての認可によりはじめて生じるものではなく、当初から存在していたはずのものを明文化したにすぎないと解すべきである。本判決では、訴訟提起前の平成九年五月に認可を受けていることから、地方自治法二六〇条の二についても検討が加えられている。しかし、上記の理解からすれば、認可によって公共性が再確認される効果はあるが、認可の有無がその差異をもたらすものとはいえない⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾。

(二)町内会(自治会)における「神々」

町内会と神道のかかわり合いについては、かつて、町内会制度を公法学の立場から観察していた中川剛教授が、R・M・マッキーヴァーの議論を用いつつ、特殊生活目標のための統合集団たるアソシエーションと、地域性と共同体意識を基礎に置く一般生活目標のための統合集団たるコミュニティを分離し⁽¹⁶⁾、町内会をコミュニティの側面から検討することによって、そこから、コミュニティ統合機能を果たす「自然発生的」な氏神信仰の存在を抽出したことが想起される。この、いわゆる「コミュニティ・アソシエーション分離論」から見て、興味深いのは、

占領下においてGHQ民政局が町内会を「ブロック・アソシエーション」と訳出していた点である⁽¹⁸⁾。戦前・戦中の町内会は、昭和一五年以降の町内会の法制化、及び、大政翼賛会への「編入」という負の歴史を持つことから、GHQが旧内務省の反対を押し切る形で町内会制度を廃止したとされているが、そこでは、町内会を下からの自発的な「コミュニティ」ではなく、上からの公的申請機関である「アソシエーション」との理解がなされていたといえよう。また、ここでの「アソシエーション」たる町内会においては、「コミュニティ」たる町内会における氏神信仰を国家の手により統合したともいえる国家神道がその統合機能を果たすものとして用いられたわけであるが、日本の再独立により、「アソシエーション」と「コミュニティ」、氏神信仰と国家神道ないし神社神道の両者が混合した形で「復活」したと見ることができるようになる。このような「混合物」であるからこそ、本件訴訟において、両当事者の見解に大きな相違が生じているともいえる。

このような「神々の復活」⁽²¹⁾が、町内会内部において問題となることはあっても、法的紛争にまで発展するケースは非常にまれであった。その理由としては、住民の権利意識の低さが指摘されることもあるが、その原因はやはり、「混合物」である点

に求められよう。ここでは、町内会と「神々」のかかり合いが裁判上問題となった二つのケースを紹介しておく。

(1) 浜松市政教分離原則侵害違憲訴訟⁽²²⁾：浜松市のある自治会において、その自治会規約の中で氏子総代を自治会の一機関と位置づけ、また、神社費込みの自治会費や祭典のための費用を別途徴収していた点に異議を唱えていた原告が、当該自治会は憲法八九条の「宗教上の組織もしくは団体」に準ずるものであり、浜松市の当該自治会への補助金支出は違法である等と主張して、住民監査請求⁽²³⁾を経て、訴訟を提起した。この浜松市のケースでは、訴訟提起後、浜松市が浜松市自治会連合会に各自自治会と地元神社の分離を進める指導を行い、また、それに応じて、被告自治会においても、規約改正を行なったために、訴訟が取り下げられている。この浜松市のケースが、裁判の場において、町内会と地元神社の関係が争われた唯一の先例である。

(2) 大阪地蔵訴訟：この訴訟では、市営住宅の建て替えに際して、付近住民により構成される町会から、「地元出身の戦没者の慰霊および地域の安全の祈願」を目的とした地蔵像建立のため、敷地内の一部を無償貸与してほしいとの申入れ、および、近隣の別の町会が戦前から所有する地蔵像の移設を目的とした、市有地の無償貸与の申入れの双方に対して、大阪市が許可した

点が争われた。当該市有地付近の教会の牧師らが、大阪市長に對し、大阪市の許可行為が憲法二〇条三項および八九条に違反するものであるとして住民訴訟を提起したのである。判決では(a)大阪市の許可行為の目的は、専ら市営住宅建て替え事業の円滑な進捗と地域住民の融和の促進という世俗的なものであったこと、(b)地蔵像は寺院外にあり、地蔵信仰は仏教としての宗教性が希薄化していること、(c)本件町会は、その区域に居住する者等により構成され、地域社会の福祉の増進と発展を目的とした組織体であり、信仰についての意見の一致する者により組織されたものではないとした。更に、町会における地蔵像の維持・管理についても、伝統的習俗の範囲内に留まるものであるとした上で、津地鎮祭事件最高裁判決が採用した目的効果基準を用い、憲法二〇条三項、八九条違反の主張を斥けている⁽²⁴⁾。

以上、二では、町内会の性質及び宗教とのかかり合いを検討した。ここで再度確認しておきたいことは、(1)町内会は、形式的には任意加入の団体であるにもかかわらず、実体的側面からみると、公共性を帯びた強制加入団体に準ずるものといえること、(2)町内会と宗教とのかかり合いが(少なくとも当初は)自然発生的なものであり、この点がYの主張の根底にあるということである。次の三以降においては、本判決の判断枠組みに

沿って検討を加えよう。

三、訴外A神社の宗教性判断

(一)「宗教」の意味

「宗教」の意味については、宗教学上、様々な定義が交錯しているといわれるが、信教の自由、政教分離を研究対象とする憲法学では、次のような定義が一般的に与えられている。すなわち、「超自然的、超人間的の本質（すなわち絶対者、造物主、至高の存在等、なかならず神、仏、霊等）の存在を確認し、畏敬崇拜する心情と行為」とした、津地鎮祭事件二審判決に見られる立場である。本判決もこの判示部分を引用する。このように「宗教」の定義を広くとる立場は、(1)これより狭く「宗教」を定義する場合には、信教の自由の保障対象が狭められること、(2)「非宗教」とされる領域を広く解すると、この領域における国家のかわり合いが肯定され、政教分離が骨抜きになるおそれがあることを根拠としている。⁽²⁶⁾これに対して、現在では、「宗教」の定義を二〇条一項前段および二項の信教の自由条項に限定し、政教分離が問題となる二〇条三項においては、「何らかの固有の教義体系を備えた組織的背景をもつもの」⁽²⁷⁾と解する立場が有力に唱えられている。⁽²⁸⁾この立場は、政教分離原則におけ

る「宗教」を広くとらえた場合、「常識に反する非現実的な結果を招いたり、かえって個人の信教の自由を尊重することにならない結果になる」ことを危惧するものである。

本件で問題となっているのは、A神社ないし神社神道の宗教性である。この点については、どちらの説であっても、「宗教」に該当することとなる。⁽²⁹⁾

(二)「宗教団体」あるいは「宗教上の組織若しくは団体」の意味

憲法八九条前段の「宗教上の組織若しくは団体」、二〇条一項後段の「宗教団体」の意味について、学説においては、次のような進展が見られる。旧来の学説では、宗教上の「組織」と「団体」を区分し、①「組織」とは、寺院、神社のような物的施設を中心とした財团的なものを指し、「団体」とは、教派、宗派、教団のような人的結合を中心とした社团的なものと解したり、②「組織」を宗教の信仰・礼拝または普及を目的とする事業ないし運動と解し、「団体」を、これらの目的とする人の結合体、とする見解が見られた。ただ、②説が主張された段階で、すでに、「組織」と「団体」の区別の意義はそれほどないとされていた。このような認識は、後の③「宗教上の事業ないし活動を行う目的をもって組織されている団体」と両者を融合

的に解する立場に引きつがれていく。これにより、八九条前段における「組織」「団体」だけではなく、二〇条一項後段における「宗教団体」の意味が等号で結ばれることとなり、次に向かう先は、これらの射程の調整となる。

この点における現在の学説は、③説が示したところの定義に従うものが有力説を形成しているといえるが、これよりも狭く、④「特定の信仰を有する者による、当該宗教目的を達成するための組織体」と解する説がこれと対立する。③および④説はいずれも、宗教法人以上の「宗教団体」よりも、その範囲は広いものとされるが、③説は、当該「組織」「団体」の「事業、活動」に注目することにより、その射程を広げようとするものである。いかなれば、厳格分離を根拠とするプラグマティックな解釈といえよう。これに対し、④説は、「組織」「団体」の字義に忠実であろうとする解釈である。ここでは、③説とは異なり、「組織」「団体」における目的が宗教性判断の基準の元となり、構成員間の「信仰についての意見の一般的な一致」の存否が宗教性判断の決め手となる。④説からは、(1)二〇条一項から「財政援助を通じての国家と宗教とのかわりも、個人の信教の自由をおびやかすものであってはならない」し、「さらに憲法二〇条三項による規制にも服」すること、また、(2)「地方公共団

体が『公益上の必要』がないのに補助金を支出したりすれば地方自治法(二二三二条の二)違反となり、憲法の平等原則にも反することをあげて、「非宗教団体の宗教的事業、活動に対する財政援助まで憲法八九条違反と解す」べき必要はないとする。③および④説の判断においては、厳格分離に対する理解とともに、これらの根拠に対する実効性判断が、分水嶺となる。

本判決は、「特定の信仰を有する者らによる、当該宗教目的を達成するための組織若しくは団体」としており、箕面忠魂碑訴訟最高裁判決等と同様に、④説に立っている。本件で問題となったのは、A神社の宗教性であり、A神社が宗教法人以上の法人格を取得している点から見ても、(最狭義の)宗教法人以上の定義にあてはまることから、いずれの説をとろうともA神社の宗教性を認めることが可能である。しかしながら、この点におけるリーディングケースである、箕面忠魂碑訴訟における遺族会の位置づけだけではなく、先に見た、浜松市政教分離原則侵害違憲訴訟あるいは大阪地蔵訴訟における町内会の宗教性判断においては両説の区別が問題となる。

以上の検討から、A神社の宗教性が認められ、国ないし地方公共団体が本件と同様の行為を行った場合には、即、区民たるXらの信教の自由を侵害する行為にあたるのは本判決も述べて

いる通りである。しかしながら、本件では行為主体が自治会という私人であるために、私人間効力論の枠組みで議論を行う必要が生じる。そして、その枠組みの中で問題となるのが、「強制加入団体における判例法理のアナロジー」であり、更には「金員支出・会費（区費）徴収の違法性」である。この点を次に検討する。

四、「準」強制加入団体たる町内会（自治会）による金員支出・会費（区費）徴収の違法性

(一) 強制加入団体における判例法理のアナロジー

わが国の再独立により復活した「神々」が、現憲法下においては宗教性を持つと評価されることを見たが、次に問題となるのは、これらの「神々」に対する町内会（自治会）の金員支出、および会費（区費）徴収の違法性である。ここでは、まず、強制加入団体についての判例法理との関係が問題となる。なぜなら、本判決は町内会を強制加入団体に準ずる団体と位置づけているからである。この点につき、「目的」判断については、当該強制加入団体の根拠法に含まれる「目的」規定ないし民法四三条の規定により、「協力義務」判断については、民法九〇条とのかかわりで判断しようとする立場（「目的」判断と「協力

義務」判断を並立させるものから、以下では「二段階」説と呼ぶ）と思想・信条の自由を保障した憲法一九条の趣旨を読み込む（間接適用する）ことよって、「協力義務」判断も含めて）根拠法の「目的」規定ないし民法四三条で一括して判断する立場（「目的」判断に焦点を合わせた手法であるため、以下では、「一段階」説と呼ぶ）が従来の判例において用いられ、また学説においても検討されてきた。

この「準」強制加入団体たる町内会に対して、強制加入団体における判例法理を「移植」するにあたっては、「目的」判断に用いられる各「目的」規定の差異が実質的差異を持つものであるか否かが問題となる。強制加入団体についての従来の判例・学説は、「目的」判断につき、根拠法（税理士法、司法書士法等）の「目的」規定に焦点を合わせることが多かったために、この部分については直接効力説的判断が加えられ、その背後に控えているはずの民法四三条の存在が忘れられる傾向にあった。しかし、「目的」判断は（更に「二段階」説の立場に立つ場合には、「協力義務」判断についても）私人間効力論の枠内にあるべきものである。このように考えると、「目的」判断において、根拠条文の差異は問題とならないこととなり、強制加入団体をめぐって形成されてきた判例法理を本件に「移植」

することが可能となる。

この点における判例法理は、南九州税理士会事件、群馬司法書士会事件の両判決を中心に理論化がなされている。南九州税理士会事件最高裁判決は、税理士会が公的目的を有し、しかも強制加入団体であつて実質的には脱退の自由が保障されていない点をとらえた上で、政治献金⁽⁴⁴⁾が選挙における「投票の自由」と表裏をなすものであることから、(会員の「協力義務」はなく)「目的」範囲外の行為とした。これに続く、群馬司法書士会事件判決では、南九州税理士会事件とは異なり、「政治的色彩」のない金員の支出が問題となつていふことも影響して、判断手法に変化が見られる。一審判決では、南九州税理士会事件との金員の性質の差異を無視したまま、「協力義務」の不存在を含む「目的」範囲外を導いているが、二審判決では、従来の判例が「目的」判断の場面において、八幡製鉄事件最高裁判決⁽⁴⁵⁾が示した「目的」範囲よりも狭いことを示すのみであつたのと異なり、(1)会の「目的」を遂行する上で、直接かつ間接に必要な範囲の活動、(2)社会的実体としての存在から導かれる応分の負担、の二つが「目的」範囲内であることを明示し、更に「協力義務」の存否については、比較衡量的手法を用いて判断している。この二審判決では、一審判決あるいは南九州税理士

会事件最高裁判決が用いた「一段階」説ではなく、「二段階」説を採用した点が注目される。⁽⁴⁶⁾この「二段階」説は、国労広島地本事件最高裁判決⁽⁴⁷⁾により初めてとられた立場と解されるが、群馬司法書士会事件二審判決のみならず、その後の最高裁判決においてもとられている。最高裁判決では、司法書士法に定められた「目的」を遂行する上で、直接又は間接に必要な範囲を「目的」範囲内としており、「協力義務」の点については、二審判決とは異なり比較衡量の部分が示されていないものの、「会員の政治的又は宗教的立場や思想信条の自由を害する」場合ではないことから、「協力義務」を認める結論部分は二審判決と同様である。このように、南九州税理士会事件最高裁判決および群馬司法書士会事件一審判決では、「目的」判断にあつて「協力義務」の要素が取り込まれていたのに対して、群馬司法書士会事件二審判決・最高裁判決においては、「協力義務」が判断要素として独立し、「目的」判断と並立の判断要素となつたといえよう。⁽⁴⁸⁾

これらの判例が用いた、「目的」判断および「協力義務」判断の要素から本判決を見ると、「目的」判断にあつては、特定宗教関係費と認定された費目の支出を「目的」範囲外であるとされているが、「協力義務」についての判断が明示されていない

ため、「二段階」説、「一段階」説のどちらに立っているのか判然としない。しかしながら、(a) Xらは「二段階」説に立つて主張を行っており、判決はこの点に対する回答であること、(b) 判決は「目的」判断で処理していることから「協力義務」判断に対して更なる判示は必要ないと判断したと解せること、また、(c) Yの区費の徴収方法は、「事實上、宗教上の行為への参加を強制するものであり」違法とした争点(1)の結論部分を「協力義務」に対する判断と読み替えることも可能と考えられる(本判決は「区費の徴収」をXから見れば「区費の支払義務」であるとしている)ことから、本判決は、「二段階」説的理解に立っていると解して良いであろう。ただ、「二段階」説と理解した場合、本判決が、群馬司法書士会事件二審判決・最高裁判決とは異なり、何が「目的」範囲内にあたるのかの定義を示していない点が気になる。本判決では、特定宗教関係費であるか否かが「目的」範囲内であるか否かのメルクマールとなっているが、必ずしも特定宗教への支出をすべて「目的」範囲外としているわけではなく(実際、公園使用等の対価としての支出は区民の福祉にかなうことであり、「目的」範囲内とする)、「A神社、神社神道そのものを支える趣旨」での支出を「目的」範囲外としている。そのような実体判断を行うことによって、「直接か

つ間接に必要な範囲の活動」であるか否かの吟味を行っていると考えられよう。

(二) 金員支出・会費(区費) 徴収の違法性

従来の強制加入団体をめぐる判例においては、金員の支出の根拠となった大会決議の有効性が争われていたことから、支出と徴収の違法性の関係を明らかにする必要がなかったのに対し、本件では、この点についても検討する必要がある。本判決の結論部分はいくまでも、Yの区費の徴収方法を違法とするものである。先の検討により、A神社の宗教性が認められ(三で検討)、A神社に対する特定宗教関係費の支出がYの「目的」範囲外であることが明らかとなったが(四(一)で検討)、区費の徴収方法を違法とするためには、支出と徴収の間に違法性のリンケージが存在することを示さなければならない。支出と徴収の違法性の関係については、一連の良心的軍事費拒否訴訟において構成された理論が参考となり、Yも自らの主張の中で、平成三年の良心的軍事費拒否訴訟二審判決を引用する。ここではまず、当該訴訟における基礎的理論である、納税者基本権について検討する。この納税者基本権は以下のような構成により主張される。

(1) 戦前の賦課課税制度とは異なり、戦後の申告納税制度（ただし、地方税については若干の留保が必要）は、国民主権原理の税法的展開としてとらえることができ、この申告納税制度における申告権は、憲法理論的視角から見ると、主権者である納税者の権利として理解可能となる。憲法三〇条は、国民の納税の義務を憲法上の義務の一つと規定するが、その義務履行過程において、国民に対しては様々な権利が保障されており、これを総称したものが、納税者基本権である（この他、憲法尊重擁護義務を定める憲法九九条や財政民主主義を定めた憲法八三条以下等も合わせて援用する）。

(2) この納税者基本権には、広狭二つの意味があり、狭義においては、「国に対して租税法主義に従った課税を行うように要求する権利、あるいは租税法主義に反した課税に対してはそれを拒否する権利」と捉えられ、特に、憲法との関係では、「課税の内容が憲法に適合するものであることを要求する権利、あるいは内容的に憲法に適合しない課税に対してはこれを拒否する権利」を含むものと解する。これに対し、広義の納税者基本権は、狭義の納税者基本権に加えて、「納めた税金が適法かつ適正に使用されているか否かを監視し、それが違法に使用されている場合には、その是正等を求めることができる権利」を

も含むものと解する。この意味での納税者基本権は、地方自治法における住民監査請求及び住民訴訟として具体化されている。しかし、従来の議論においてはあくまでも、客観訴訟としての位置づけとなっており、納税者基本権の登場により、個人的権利や利益の侵害に対する救済である主観訴訟としての位置づけが可能となる。

(3) 確かに、納税者基本権といっても、公金の支出（歳出）と税金（歳入）とでは、納税者から見て、利害関係に濃淡があり、全ての違法な公金支出が司法判断になじむものとは言い切れない。しかし、良心的軍事費拒否訴訟の場合には、より具体的な人権侵害が問題となっておりことから許容され、その際には、公金の支出（歳出）と税金（歳入）はセットで検討されなければならぬことが主張される⁽⁵³⁾⁽⁵⁴⁾。

以上のように、納税者基本権は、主観訴訟としての位置づけを引き出すために用いられ、更に、九条、前文等を根拠とする平和的生存権が納税者の具体的権利侵害をいうために援用される。これに対し、この点に関する判例は、納税者基本権及び平和的生存権の具体的権利性を否定したうえで、民衆訴訟としての納税者訴訟は現行法制上存在せず、また、このような訴訟形態を認めるとすれば、憲法上の財政民主主義の制度とも矛盾す

るとしてきて⁽⁵⁵⁾いる。

上記二審判決においても、従来の判例の理解に立ちつつ、憲法は「国費の支出と租税の賦課、徴収についてその法的根拠及び手続を区別して規定している」こと、また、所得税は「別途用途を定めることなく国民各層から」「賦課、徴収される普通税であり」、一方、「賦課、徴収された税金をどのように使用するかは」「国会の予算審議を経たのちに決定されるものであり」ことから、「租税（普通税）の賦課、徴収と予算に基づく国費の支出とは、その法的根拠及び手続を異にし全く別個のものであり、現行法制下においては、両者の間に直接的、具体的な関連性を認めることは困難」であると⁽⁵⁶⁾する。この部分をYは、本件にも適用しようとするが、本判決では、(a)地域自治会の活動に伴う支出は、もともと限定されたものであり、政策的判断の余地が少ないこと、(b)支出の費目が、ほぼ一定しており、これらの支出に対応する形で機械的に区費の徴収が確定されていることから、「徴収と支出との間には、直接的、具体的な関連性がある」としている。これにより、良心的軍事費拒否訴訟二審判決が示した論理に傷をつけることなく、支出と徴収の違法性がリンク可能となる。

五、本判決の射程—まともに代えて—

本判決の判断は妥当である。本判決では、判断基準が必ずしも明確ではない私人間効力論の中に、強制加入団体において形成されてきた判例法理を「移植」することによって判断基準を明確にする効果をもたらしている。ただ、本判決は、特定宗教関係費を含む区費の徴収（の違法性）が争点となっていたこともあり、明示的に判断が行われているのは、この点についてである。そのため、本判決の射程が問題となる。本判決が「特定宗教関係費を含む区費の徴収」を違法としているに過ぎず、各会員の信教の自由ないし信仰の自由を侵害しない限りでのA神社に対する（同様の「目的」をもつ）支出は違法ではないといっているのか、それとも、「特定宗教関係費を含む区費の徴収」が違法であることはもちろん、A神社に対する（同様の「目的」をもつ）支出自体を違法としているのかの問題である。本判決は、この点につき不明確である。読み方によっては、前者の立場に立っているようにも読めなくはない。(1)本判決の結論はYの区費の徴収方法を違法とするものであり、また、(2)Yの「目的」範囲外の支出とされた、氏子社格割等の農村会計への移管を本判決は肯定的に解しているとも読めるからである。

しかしながら、筆者は、後者の理解に立つ。なぜなら、(1)徴

収方法を違法とする結論部分の説示は、Xらの請求内容から当然のものであり、(2) (佐賀県弁護士会の勧告に基づく) 農村会計への移管はあくまでも、Y₁の不法行為の成否の判断において、Yの過失の不存在をいうために引かれているに過ぎないと解されるからである。また、(3) 本判決は、Yの公共的性格に照らせば、本来の目的である共同活動に専念すべきであり、祭りについては、町内会とは明確に区別された氏子集団等の組織によって行われるべきことを示しており、更に、(4) A神社に対する特定宗教関係費の支出を、Yの「目的」範囲外であることを明示したうえで、徴収方法を違法としているからである。強制加入団体における従来の判例法理からすると、「目的」範囲外と一旦判断した以上、徴収方法を変更しても「目的」範囲内になることはありえない。A神社に対する支出を「目的」範囲外とした以上、A神社に対する同様の「目的」を持つ支出の全てが禁止されていると解されなければならないのである。

このような理解に立つと、町内会の金員の支出には大きな枠がはめられることとなる。公共的役割を有し、強制加入団体に準ずる存在と理解される町内会の支出においては、「目的」範囲内であるか否か、更には「協力義務」の存在が問題となる。

「目的」判断においては、少なくとも、宗教団体あるいは政治

団体等「そのものを支えるという趣旨」での支出は、「目的」範囲外とされるであろうし、「目的」範囲内と解される支出であっても、「会員の政治的または宗教的立場や思想信条の自由を害する」結果を招く支出である場合には「協力義務」が否定されるであろう。一例をあげると、一部の町内会においては、町内会を用いた、ある種の「政治活動」が問題化していると聞く。この点につき、地方自治法二六〇条の二第九項が「団体の目的の範囲内において政治家個人の支援活動等をすることを禁止する趣旨ではない(行実平3・4・2)⁽⁵⁶⁾」ことが語られる。しかしながら、町内会の「政治活動」(に対する金員の支出)が「目的」範囲内となるのは、より限定的なケースに限られるであろう。また、仮に「目的」範囲内と解されるケースであったとしても、公共性を帯び、「準」強制加入団体たる町内会の「運営は、構成員が多様な価値観、信仰を持つことを前提にしてなされなければならない」のであって、基本的に「協力義務」は存在しないのである。

注

(1) 「氏子社格制」とは、本判決において、氏子費と社格制の両方を示す言葉として用いられている。なお、氏子費

- とは、「社社の信者(氏子)としての会費のことであり、社格割とは、神社本庁によって神社それぞれに掛けられる賦課金のことをいう」(判時一七八九号一二九頁)。
- (2) 本件については、横田守弘・法セミ五七五号一七頁、「鳥栖自治会訴訟情報」<http://www.geocities.co.jp/CollegeLife/Labo/6421/splitop.htm> (last visited Jun 2, 2003)、田中伸尚「自治会社費拒否訴訟―地域社会と信教の自由―」世界二〇〇〇年六月号一四二頁以下、田中伸尚「自治会と神社(上)―神様に反対なら出て行け!―週刊金曜日二〇〇〇年一月一七日号(三三〇号)二八頁以下、佐藤文明「あなたの「町内会」総点検」(緑風出版・一九九四年)六九頁以下、参照。
- (3) 名古屋高判昭和四十六年五月一四日判時六三〇号七頁。
- (4) 最大判昭和四八年二月二二日判時七二四号一八頁。
- (5) 東京高判平成三年九月一七日判時一四〇七号五四頁。
- (6) 最判平成五年二月一六日判時一四五四号四一頁。
- (7) 最判平成八年三月一九日判時一五七一号一六頁。
- (8) 前橋地判平成八年二月三日判時一六二五号八〇頁、東京高判平成一年三月一〇日判時一六七七号二二頁、最判平成一年四月二五日判時一七八五号三二頁。
- (9) 鳥越皓之『地域自治会の研究』(ミネルヴァ書房・一九九四年)九頁。
- (10) 木村禰八郎・都丸泰助編『講座地方自治体V』(三二書房・一九六一年)七二頁(高木鉦作執筆)。
- (11) 室井力・兼子仁編『基本法コンメンタール「第四版」地方自治法』(日本評論社・二〇〇一年)四四六頁(原野翹執筆)。
- (12) 昭和一八年の市制町村制の改正により、市町村長の許可を得た場合には、団体名義の財産を保有できる旨の規定が設けられたが、敗戦により、政令一五号「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件」に基づく町内会部落会又はその連合会等に関する解散、就職禁止その他の行為の制限に関する件」が町内会の解散およびその団体名義の財産の処分を命じていた。この政令一五号は、わが国の再独立により廃止されたが、平成三年の地方自治法改正まで、権利能力の「真空化」状態が継続していたのである(長野士郎『逐条地方自治法』(第12次改訂新版)(学陽書房・一九九五年)一一〇四頁)。全国二九万八四八八の町内会(平成四年七月現在)のうち、九〇〇〇弱が平成八年までに「地縁による団体」の認可を受けているという(兼子仁『新 地方自治法』(岩波新書・一九九九年)一〇三頁)。
- (13) 園部逸夫監修『注解法律学全集6 地方自治法Ⅱ』(青林書院・一九九八年)九五頁。
- (14) 渋谷教授も、地方自治法二六〇条の二の適用いかに関わらず、町内会は公的団体として憲法上同様に扱うべ

きと主張する。加えて、「町内会が氏神様の氏子会を兼ねて、神社修繕や神輿新造の寄付集め」等を行うことも疑問視する（洪谷秀樹『日本国憲法の論じ方』（有斐閣・二〇〇二年）一七七頁）。

(15) 「地縁による団体」としての認可の有無によつて最も差異が生じるのは、財産法上の問題であると考えられるが、本件においては、地方自治法二六〇条の第二一項の問題となる。「地縁による団体」として認可された場合には、地方自治法二六〇条の第二一項が適用されるが、認可を受けていない町内会は「権利能力なき社団」である以上、その適用は不可能である。「権利能力なき社団」である町内会の場合には、「目的」判断において、直接には、当該自治会規約内の「目的」規定が問題となる。しかしながら、人権規定の私人間適用により憲法適合性が担保されているのは法人格を有する他の「団体」と同様であり、地方自治法二六〇条の第二一項あるいは民法四三条が適用できないケースであるからといって、（後の四で見る）判断手法を変える必要はないといえよう。また、「地縁による団体」として認可を受けた町内会には、地方自治法二六〇条の第二一五項の規定により、民法四三条の準用が除外されているが、これは、地方自治法二六〇条の第二一項により、「規約に定める目的の範囲内において、権利を有し義務を負う」ことがすでに規定されているからであ

る。このように考えると、地方自治法二六〇条の第二一項と民法四三条の差異についても問題にする必要はない。(16) 中川剛『町内会―日本人の自治感覚―』（中公新書・一九八〇年）七五―七六頁。

(17) 「日本のコミュニティと神社とは本来深く結びついている。『社』の字は祭壇に土を合わせてなり、それ自体で土地の神を示すものになっている。」「地域社会が神社を維持することは、社会的統合をはかるためであつて、信仰を強制することとは無縁である。強制されるべきものではない。他の宗教と共存することができ、戒律も教義ももたないものである。」「神社信仰は、地域の統合に、心理的にも少なからずかわつてゐる。明治政府は、欧米近代国家におけるキリスト教に相当するものとして国家神道を創り出したが、これは人為的なものであつたから成功しなかつた」（中川剛『日本人の憲法感覚』（講談社新書・一九八九年）一七六―一七七頁）。

(18) 中川・前掲『町内会』（注16）八二頁。

(19) 同書一五七頁以下、吉原直樹『戦後改革と地域住民組織』（ミネルヴァ書房・一九八九年）一一頁以下。

(20) 占領下においては、昭和二〇年二月一日に発せられた「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」（神道指令）が、神社の寄付金、祭礼費等の募集や神符形式等の頒布に町

内会等の援助又はこれらの機関の利用を禁止していたにも係わらず、違反事例が多発したこともあり、昭和二十一年一月六日にGHQより更に禁止指令（「町内会隣組等による神道の後援及び支持に関する件」）が出され、同月一六日には、内務次官・文部次官より地方長官に対し通牒が発せられている。これら一連の動きが昭和二十二年の町内会廃止の伏線であったと指摘される（吉原・上掲書三七―三八頁）。

(21) 宮沢教授は、「神々の復活」に対して、次のような指摘を行っていた。「私のいいたいのは、神々は追放されはしたが、まだ死んでしまつてはいない、という」ことである。神々はたしかに追放された。神々はたそがれた。これは疑いない事実である。しかし、神々は死んではいない。あるいは死んだふりをしていられるのかもしれない。「神々の運命は、すなわち、憲法の運命である。神々がよみがえるときは、憲法がたそがれるときである。したがつて、神々がよみがえりつつある徴候が見られるということとは、憲法の基礎がぐらつきつつある徴候が見られるということになる」（宮沢俊義『神々の復活』（読売新聞社・一九五五年）一六一―一七頁）。上記の記述は、一般論として書かれたものであるが、宮沢教授が、町内会と「神々」の関係についても同様の危惧の念を抱かっていたのは想像に難くない（その証左として、宮沢俊義「公の神さま」

ジュリ六〇三号一〇―一頁。この点に関する、宮沢教授の論稿に検討を加えたものとして、高見勝利『宮沢俊義の憲法学的研究』（有斐閣・二〇〇〇年）二〇七頁以下、参照）。

(22) 溝口正『自治会と神社』（すぐ書房・一九七五年）、宮沢・上掲論文一〇―一頁、田中伸尚『政教分離』（岩波ブックレット・一九九七年）五一頁以下、清水雅人「独りばち護憲運動一九年目の実り―浜松市に」政教分離“させるまで”朝日ジャーナル一九七五年一月二四日号七九頁以下、参照）。

(23) 住民監査請求に対する監査報告書は、自治会の性格を「公共的団体に相当するもの」としつつも、「自治会は自主的な住民組織である」ことから、その活動「内容が不当か否かの判断は、それを決めた住民および組織全体がおこなうべき」であるとして、憲法論、法律論との遮断を行う。そして、神社神道の祭りを宗教活動とは認めない立場（習俗論）あるいは「地域共同体の祭祀を中心とした宗教として発展してきた」神社神道の歴史的経緯を強調し、「元来、別々に分離されるべきものを住民の裁量によって、単に形式的に組み込まれたものであることは、十分推察できるところであり、けだしやむを得ない」と判断する。しかし、この監査報告書は、「本件請求にかかる措置の必要は認められないが、自治会と神社の関

係については、憲法二〇条およびその精神などを考慮に入れて、こんご十分検討する必要があると思料する。したがって、これを契機に自治会の民主的かつ能率的な運営とその健全な発展をはかるため市の適切な助言を期待してやまないものであることを付言する」という一文で結んでおり、この一文を根拠として、浜松市による浜松市自治会連合会への指導が行われたのである（溝口・上掲書七五―八六頁）。

(24) 最大判昭和五二年七月一三日判時八五五号二四頁。

(25) 大阪地判昭和六一年五月三〇日判時一二九一号三頁、大阪高判平成三年三月二六日判時一四〇三号一七頁、最判平成四年一月一六日判時一四四一号五七頁。

(26) 浦部法穂「政教分離と『宗教団体』への援助禁止」小林直樹先生古稀祝賀『憲法学の展望』（有斐閣・一九九一年）四六四頁。

(27) 佐藤幸治『憲法（第三版）』（青林書院・一九九五年）五〇〇頁。

(28) 芦部教授にあつても、「信教の自由プロパー（狭義の信教の自由）の領域で論じられる宗教と、その信教の自由の保障を裏付ける政教分離（国家と宗教との分離）の原則に言う宗教の概念は」異なるとの認識から、両者における「宗教」の意味するところを区別する（芦部信喜『憲法学Ⅲ 人権各論（1）』（有斐閣・一九九八年）一二八、一

三〇頁。芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第三版）』（岩波書店・二〇〇二年）一四五頁も同旨）。

(29) 現憲法の政教分離原則が、神社神道の排除、これを目的とした条項であると見る（例えば、笹川紀勝『憲法と宗教』公法五二号一九頁、横田耕一「日本における政教分離原則の意義」法時五八巻九号二五頁。また、本判決もこの立場をとる）か否かは別にしても、少なくとも、戦前の反省をふまえて、同原則が盛り込まれたことは想像に難くない。このような理解からすると、まさに神社神道が問題となる本件において、両説の帰結に差異が見られないのは当然である。両説に差が出てくるのは、大阪地蔵訴訟のように宗教性がより薄いと考えられるケースであろう。大阪地蔵訴訟最高裁判決では、後説のように宗教の意味を限定的に解することによって、地蔵像の宗教性の希薄さを導いている（この点を示すものとして、百地章・民商一〇八巻四・五号二七八頁、持田明弘・宮永克史・宗教法一一号三一―三三頁）。

(30) 法学協会編『註解日本国憲法（下）』（有斐閣・一九五四年）一三三三頁。

(31) 宮沢俊義（芦部信喜補訂）『全訂日本国憲法』（日本評論社・一九七八年）四〇頁。

(32) 佐藤功『ボケット註釈憲法（下）』（新版）（有斐閣・一九八三年）一一六三頁。

(33) ②説にあつても、「必ずしも組織・団体という言葉に嚴格にとらわれず、宗教的な事業ないし活動を広く意味するものとしてとらえ」ることから(樋口陽一ほか「注釈日本国憲法 下巻」(青林書院・一九八八年)一三五二頁〔浦部法穂執筆〕)、③説と基本的に異なるものではない(高見勝利・宗教判例百選〔第二版〕五三頁)。また、小林孝輔・芹沢斉編『基本法コンメンタール』〔第四版〕憲法(日本評論社・一九九七年)三六四―三六五頁(岡田俊幸執筆)は、(狭義説たる①説に対して)両説を広義説とし、一体的にとらえる。

(34) ③説(及び②説)に立つものとして、浦部法穂『全訂憲法学教室』(日本評論社・二〇〇〇年)五四九―五五〇頁、辻村みよ子『憲法』(日本評論社・二〇〇〇年)五二五頁、小林直樹『(新版)憲法講義 下』(東京大学出版会・一九八一年)三九七頁注二一。その他、同説を支持する文献につき、浦部・前掲論文(注26)四五五頁注一〇参照。判例では、唯一、箕面忠魂碑訴訟一審判決(大阪地判昭和五七年三月二四日判時一〇三六号二〇頁)が、この立場に立つ。

(35) 佐藤(幸)・前掲書(注27)四九二頁。

(36) 宗教法人法二条は、「宗教の教義をひろめ、儀式行事を行ひ、及び信者を強化育成することを主たる目的とする」、
「礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他

これらに類する団体」およびそれらの「団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体」と定義する。

(37) 芦部・前掲『憲法学Ⅲ』(注28)一五七―一五八頁、芦部・前掲『憲法』(注28)三三六頁。

(38) ④説に立つものとして、百地章『憲法と政教分離』(成文堂・一九九一年)第五章および第六章所収論文、戸波江二『憲法(新版)』(ぎょうせい・一九九八年)四七六一―四七七頁、阪本昌成『憲法1』(有信堂・二〇〇〇年)二五二頁、大石眞・判タ六四七号四五頁(大石眞「宗教と財政をめぐる憲法問題」公法五二号一〇八頁も同旨)、松村比奈子『政教分離原則の適用基準に関する研究』(成文堂・一九九七年)一九三頁(大石教授、松村氏は百地教授とは異なり、八九条後段から、八九条前段がカバーしきれなかった宗教の事業や活動も制約可能と解する)。判例は、上記の箕面忠魂碑訴訟一審判決を除き、こちらに立つ(箕面忠魂碑訴訟二審判決(大阪高判昭和六二年七月一六日判時一二三七号三頁)、最高裁判決(最判平成五年二月一六日判時一四五四号四頁)、箕面市遺族会補助金訴訟一審判決(大阪地判昭和六三年一〇月一四日判時一二九一三三頁)、長崎忠魂碑訴訟一審判決(長崎地判平成二年二月二〇日判時一三四〇号三〇頁)、大阪地蔵訴訟一審判決(大阪地判昭和六一年五月三〇日判時一二三

八号六五頁）、二審判決（大阪高判平成三年三月二六日判時一四〇三号一七頁）、最高裁判決（最判平成四年一月一六日判時一四四一号五七頁）。

(39) 百地・上掲書一九六頁。

(40) この点については、現憲法が「厳格な政教分離原則を採用しているものであるとする通説的見地からするならば、宗教団体の有無を専ら、団体の設立目的に求め、その実際の事業活動に目を覆」う「見解は、憲法上の宗教団体を余りにも限定し過ぎている」。「憲法上の宗教団体の有無については、団体の目的と実際の事業の総体からしか判断し得ない場合が少なくない」とする高見教授の主張が最も説得力を持つように思われる（高見・前掲論文（注33）五三頁）。学説の分類については、佐藤幸治編『要説コンメンタール日本国憲法』（三省堂・一九九一年）三四八―三四九頁（中村睦男執筆）参照。

(41) 最判平成五年二月一六日判時一四五四号四一頁。

(42) 本件は、鳥栖市より補助金が支出されていないケースであったため（田中・前掲「自治会と神社（上）」（注2）三〇頁）、町内会の宗教性については問題とならなかった。

(43) 山田創一「災害救援資金の寄付と公益法人の目的の範囲」山院四四号二三頁。

(44) 政党に対する政治資金の寄附（政治献金）は、政治的

行為の自由（表現の自由の一態様として憲法二一条で保障される）として理解される（芦部信喜『憲法学Ⅱ 人權総論』（有斐閣・一九九四年）一七四頁）。

(45) 最大判昭和四五年六月二四日判時五九六号三頁。

(46) 岡田信弘・法教二六九号五一頁。

(47) 最判昭和五〇年一月二八日判時七九八号三頁。

(48) この点につき、市川教授は、「構成員の思想・良心と衝突するがゆえに協力を義務づけることはできないが、法人は、一般会費から、あるいは構成員の自主的な拠出に基つき金銭の支出をすることはできるということもありうる」ことを根拠に、「二段階」説を支持される（市川正人・平一重判解一一頁）。渡辺教授にあっても、「思想の自由侵害を理由とする会員の協力義務の有無の判断は『目的の範囲内の行為』ではあるが会員の協力義務はない」という行為類型は、国労広島地本判決が示すように、存在しうる。そうだとすると二つのアプローチの違いを論ずる意味はさらに大きくなる」と指摘されていた（渡辺康行・平八重判解一四頁）。また、西原教授も「二段階」説は、「あまりに多くの衡量要素が取り込まれる」ために「あまり安定的な手法ではない」と消極的に評価されていた（西原博史・ジュリ一〇九九号一〇三頁）。現在では、「二段階」説の方が学説の支持を得ているといえよう。

(49) 「このような特定の宗教的行為への支出が、区の活動目

- 的の範囲外であることは明白である。」仮に、「目的の範囲内と考へたとしても、構成員の有する自由や権利と矛盾衝突する場合には協力義務にも限界がある」。「特定の宗教的行為に対する支出であることが明白に特定している金銭の徴収を強制することは」、「自らが信仰していない特定の宗教について積極的協力を強制されていることになり、協力義務の限界を超えている」(判時一七八九号 一一九頁)。
- (50) 本判決が(文面上は)「目的」判断のみで処理を行っている点を強調するならば、「一段階」説としての理解も可能であろう。しかし、「一段階」説的に本判決を理解した場合には、従来の判例との齟齬が問題となり、また、「一段階」説に対する批判(注48参照)が本判決にもあてはまることになる。
- (51) 小山廣和「戦後税財政と憲法―租税及び予算を中心に―」吉田善明ほか編『憲法政治』(敬文堂・一九九六年)一八四頁。
- (52) 北野弘久『憲法と税財政』(三省堂・一九八三年)八七頁。
- (53) 山内敏弘・古川純『憲法の現況と展望(新版)』(北樹出版・一九八九年)三六三―三六六頁(山内執筆)、北野・上掲書七一、七三―七六、八〇―八四頁。
- (54) その他、納税者基本権は、第一次湾岸戦争に対する九〇億ドルの支出、自衛隊のカンボジア及びゴラン高原への派遣、在日米軍に対する「思いより予算」の違憲性を争うためにも用いられている。これらの訴訟については詳述する余裕がないが、湾岸戦争九〇億ドル支出等違憲訴訟につき、棟居快行『憲法フィールドノート(第2版)』(日本評論社・一九九八年)六三頁以下、がある。
- (55) この点につき、三木義一『現代税法と人権』(勁草書房・一九九二年)一五四―一五五頁。
- (56) 園部監修・前掲書(注13)九五五―九五六頁、久世公堯『地方自治制度』(学陽書房・一九八〇年)九九頁。